

緊急経済対策 / 市民生活応援事業

特別定額給付金

→ 4 ページに掲載

生活困窮者自立相談に LINE を活用

→ 5 ページに掲載

市税、保険料などの徴収猶予

→ 6 ページに掲載

緊急雇用対策としての職員採用

→ 7 ページに掲載

市税などを減額免除

市税や保険料、水道料金、保育料などの減免を行います

総合相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の影響で生活が苦しい人の相談窓口「くらしとしごとの総合相談窓口」を設置しています

市営住宅の提供

解雇などで退居を余儀なくされた人に市営住宅を7戸提供。入居期間は6カ月です

住居確保給付金制度の拡充

離職した人に加えて、収入が減少した人も対象になります

生活困窮者自立相談の体制を充実

相談員を2人増員します

心配ごと電話相談

在宅の独居高齢者や障がい者の安否確認を兼ねて民生委員・児童委員が心配事に関する電話相談を行います

きんたくん健幸体操

(転倒予防・いきいき百歳体操編)の普及・啓発

ケーブルテレビでの放送、動画配信などを行います

100歳以上の高齢者を激励

市内の100歳以上の高齢者に激励の手紙を出します

その他各種相談を実施します

LINE でみんなの疑問を解決

AIチャットボットで案内の実施

各種問い合わせに「川西市 AI 窓口」を試験導入。新型コロナウイルス感染症の問い合わせにも対応します。登録は右記2次元コードから



問い合わせ 広報広聴課 ☎(740)1104

緊急経済対策 / 地域経済応援事業

テイクアウト事業者などを支援

テイクアウトクーポンを販売

クーポン事業参加店で利用可能な2,500円券(5枚つづり)を6月15日(月)から2,000円で1,000冊販売予定。参加店などは市ホームページに掲載します

問い合わせ 産業振興課 ☎(740)1162

支援が必要な子どもたちへの配布

テイクアウトクーポンを支援が必要な子どもを対象に送付します

問い合わせ 地域福祉課 ☎(740)1189

訪問系サービス事業所への支援

新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者などに訪問した事業所に、利用者1人につき1万円を給付します

ふるさとづくり寄附金記念品の出品を奨励

市内事業者に新たな販路拡大の手段として、ふるさとづくり寄附金の記念品への出品を勧めます

福祉事業所への運営継続支援

新型コロナウイルス感染症の影響などで事業収入が20%以上減少した事業者や感染者の発生などで休業した事業者に30万円を給付します

事業者を支援

休業要請事業者経営継続支援

県の要請などに応じて休業し、売り上げが50%以上減少している市内事業者に県と協調して支援します

問い合わせ 産業振興課 ☎(740)1162

つながりづくり事業者支援事業

持続化給付金の対象とならない売り上げが20%以上減少した市内事業者に10万円を支給します。6月1日(月)から受け付け予定。申請方法などは市ホームページに掲載します

問い合わせ 産業振興課 ☎(740)1162

ポストコロナ対策

※ポストコロナ対策とは、新型コロナウイルス感染症終息後を見据えた対策のことです

ウェブ会議システムの導入

システムや機器の整備により庁内会議や庁外関係者との連絡、市民相談のオンライン化を試験的に導入します

動画による情報発信の推進

民間委託や連携により動画を作成。分かりやすく魅力的な情報発信を行います

新型コロナウイルス感染症対策

市の経済対策などを決定

問い合わせ 企画財政課 ☎(740)1130



市ホームページ

市の緊急経済対策が決定
5月の臨時市議会が令和2年度補正予算が成立しました。新型コロナウイルス感染症の予防に取り組むとともに、市民や事業者の救済支援を実施していきます。
感染症対策では中小企業への消毒費用の助成と公共施設にマスクや消毒液などを購入。医療や福祉施設従事者の応援として「ふるさとづくり寄附金」に加えて寄付を募集します。
緊急経済対策では、学校のICT化とオンライン学習環境を整備。また、支援が必要な子どもたちの食時代の支援をしていきます。国や県の支援事業の対象外となった事業者に現金給付を行い、市税などの徴収猶予や減免を実施。また、福祉施設などで働く人の支援も行います。
新型コロナウイルス感染症収束後を見据えて、タブレット端末などを用いたウェブ会議システムの導入などを実施していきます。
現在検討中の事業は決まり次第、市ホームページなどでお知らせしていきます。

新型コロナウイルス感染症対策 / 感染症予防対策

中小企業などの消毒費用を助成

事業者の従業員などに感染者が出た場合の消毒費用の一部を助成します

市役所や避難所、救急業務、ごみ収集業務の感染予防対策

市役所本庁舎の共用部分を毎日消毒します。また、避難所設営時や救急・ごみ収集業務に必要なマスクや消毒液などを確保します

介護保険事業者などに感染予防研修を実施

感染管理認定看護師が介護保険事業者などに対して感染予防研修をウェブ会議形式で行います

福祉事業所応援訪問とメール相談の実施

事業所応援訪問の対象事業者を拡大。メール相談を実施します

図書消毒機を設置

図書を消毒できるように中央図書館に消毒機を設置します

新型コロナウイルス感染症対策 / 地域医療等応援事業

福祉施設従事者を支援する寄附金を募集

→ 5 ページに掲載

県基金を活用した医療従事者の応援

→ 6 ページに掲載

緊急経済対策 / 子ども応援事業

スクール・ソーシャル・ワーカーの人材確保

スクール・ソーシャル・ワーカーを確保します。企業内定取り消しになった人も含め募集します

学習指導員を配置

地域人材を活用して6・7月の週2回小・中学生に学習指導を実施。企業内定取り消しになった人も含め募集します

子どもの昼食費を支援

準要保護世帯の子どもの昼食費について、学校休業中の日数の給食費相当額を給付します

教育施設や児童福祉施設でのマスクなどの購入と助成

学校や幼稚園や保育所、留守家庭児童育成クラブ、児童福祉施設(児童館、久代児童センター、地域子育て支援拠点など)にマスクや消毒液、体温計などを配置します。また、民間の施設にはマスクなどの購入費用を助成します

支援が必要な子どもにクーポン券を配布

→ 3 ページに掲載

オンラインで母子保健の教室などを実施

→ 16 ページに掲載

学校のICT化と家庭でのオンライン学習環境の整備

児童・生徒1人当たり1台のタブレット端末を貸与します。貸し出し可能なルーターを整備。学習場所として各公民館のWi-Fi機能を拡充します

教諭・保育士に感染症予防対策を指導

感染症予防対策の指導を実施します

放課後等デイサービス利用の負担を軽減

特別支援学校の休業に伴う放課後等デイサービスの利用者負担を軽減します

給付金の申請が開始

全市民に10万円を給付する特別定額給付金の支給が開始
オンラインでの受け付けができていない人には郵送で連絡
給付手続きは郵送で確実に申請してください

問い合わせ 特別定額給付金対策チーム ☎(744)6185

特別定額給付金の申請に関する情報

| | |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 対象 | 4月27日現在で川西市の住民基本台帳に登録されていた人 申請できる人は4月27日現在の世帯主です |
| 申請方法 | 世帯主宛てに郵送した申請書に給付金の振込先金融機関と口座番号、口座名義人を記入して、裏面に下記の書類を添付して同封の封筒で申請してください |
| 申請審査 | 申請書の内容を審査し、不備のない人から順次支給。申請から給付まで2～3週間程度かかります |
| 期限 | 令和2年8月19日(水)まで |

申請書の裏面に貼ってください

①申請者（世帯主）の本人確認書類の写し
例：運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳など

②受け取り口座の確認書類の写し
例：通帳（口座番号が書かれた部分）、キャッシュカードなど

市ホームページはこちら 

手続きを確実に済ますため
郵送で申請を

全市民に10万円を給付する特別定額給付金の申請を受け付けています。給付の対象者は令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記載されている世帯の世帯主に給付します。申請者は世帯主に限りません。世帯主以外の人が代理で申請する場合は代理人氏名の記入が必要です。

また、給付金の振込先を確認するため、申請者（世帯主）の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）の写しと、受け取り口座の確認書類（通帳やキャッシュカードなど）の写しを添付して郵送で申請してください。申請期限は8月19日(水)まで。

申請から給付まで2～3週間かかります

郵送申請の受け付け後、申

申請の内容を審査し、不備のない人から順次給付金を支給。給付までに2～3週間かかります。申請書の記載内容に不備があれば支給が遅れる原因となります。振り込み銀行口座や口座番号などは正確に記入してください。

オンラインでの申請も可能ですが、入力間違いや添付資料漏れが多数見つかっているため、郵送での申請の方が早く給付金を受け取ることができます。申請に不備のあった人には、文書で連絡していません。電話での連絡は、詐欺の手口に悪用される恐れがあるため行いません。

やむを得ず市役所で申請する場合は、平日午前9時～午後5時半に市役所1階の市民ギャラリーに設置している「特設受付会場」で受け付けます。

申請方法など詳しくは、上記2次元コードから市ホームページへ。

申請に不備があった場合 書面で連絡します

オンライン申請をして申請内容に不備があり、受け付けができなかった人には、文書を郵送しています。オンライン申請不受理の連絡が届いた人は同封の申請書で申請してください。

詐欺の電話などに注意

市役所からは給付金の手続きについて下記のような訪問やメール、電話での連絡は行いません。詐欺の可能性があるので注意してください。

①口座番号や暗証番号の聞き取り
②手数料の振り込みの依頼
③現金自動預け払い機（ATM）に誘導

国民健康保険と後期高齢者医療制度の傷病手当金を支給

国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者で、給与などの支払いを受けている人が、新型コロナウイルス感染症に罹患、または発熱などの症状があり感染が疑われるために仕事を休んだ場合、傷病手当金を支給します。

該当する人は申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要な事項を書き、国民健康保険加入者は国民健康保険課、後期高齢者医療制度加入者は医療助成・年金課へ提出してください。

【適用期間】
令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のために

勤務することができない期間。ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで

【支給対象となる日数】
労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以降、勤務ができない期間中に予定していた勤務日数

【1日当たり支給額】
直近3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2

市ホームページはこちら



問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)1170 医療助成・年金課 ☎(740)1108

市・県民税への影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年分確定申告書の申告期限が延長されました。事業者宛てに5月に郵送した令和2年度市・県民税決定通知書に確定申告書の内容の反映が間に合わない場合があります。その場合は、7月分から税額を変更し、変更通知書を後日郵送する予定です。

問い合わせ 市民税課 ☎(740)1132

公園の利用について

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた公園利用について、心身の健康維持を目的とした散歩やジョギングなどを除き、できる限り控えて下さい。

なお、公園を利用する場合には「密集」「密接」を避けて利用してください。保護者の人は、子どもの行動にも十分に気を付けてください。

問い合わせ 公園緑地課 ☎(740)1185

公共施設の情報

公共施設の状況は市ホームページに記載しています。右の2次元コードから市ホームページへアクセスしてください。



予防接種などの案内を送付

肺炎球菌予防接種と風疹抗体検査の案内は緊急事態宣言が解除されたため、順次送付します。

問い合わせ 保健センター ☎(758)4721

生活が苦しい人の相談を実施 LINE相談が本稼働

くらしとしごとの応援 LINE 相談

コロナウイルス感染症により影響を受け、生活に困り「どこに相談したらよいのか」「どんな支援があるのか」などの相談や、「生活が苦しい」「仕事が見つからない」などの困りごとについて相談を受け付けます。

日時

6～8月の土・日曜日・祝日
午後3時～7時

相談方法

スマートフォンなどで市ホームページ（右記2次元コード）にアクセスし、「くらしとしごとの応援 LINE 相談」のアカウントを登録してください。

市ホームページはこちら



問い合わせ 地域福祉課 ☎(740)1189

深い感謝と多くの激励を 福祉で働く人を支援

高齢者や障がい者施設の従事者を寄付金で支援

皆さんの寄付で感染症リスクの中で高齢者や障がい者施設の最前線で働く人に支援を行います。

ふるさとづくり寄附金に加えてクラウドファンディングの寄付をふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」で募集します。

また、「ふるさとチョイス」を通さない寄付も受け付けします。どちらでも寄付金控除の対象となります。

日々、献身的に業務をしている福祉現場で働く従事者に深い感謝と多くの激励を届けるため、皆さんの支援をよろしく願います。

市ホームページはこちら



問い合わせ 政策創造課 ☎(740)1120

水道料金の減免を4カ月に拡充

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市民や事業者の経済的負担を軽減するため、全契約者に対し、基本料金と1カ月当たり20立方メートルまでの水量料金を4カ月間（2期分）減免。当初、3カ月間の減免としていましたが、4カ月間に拡充します。

1契約者につき、口径が20ミリで、1カ月の使用水量が20立方メートル以上の場合、4カ月で1万2,760円の減免となります。

また、収入の大幅な減少など、支払いが困難な場合は引き続き相談に応じます。減免の対象期間などは右表の通り。

詳しくは市上下水道局ホームページ <https://www.kawanishi-water.jp/oshirase/1589160975544.html> へ。

市上下水道局
ホームページ



| | | 検針時期 | 水道使用期間 | 請求月 |
|-----|------|-------|------------|-----|
| 奇数月 | A契約者 | 7月上旬 | 5月上旬～7月上旬 | 7月 |
| | | 9月上旬 | 7月上旬～9月上旬 | 9月 |
| | B契約者 | 7月下旬 | 5月下旬～7月下旬 | 8月 |
| | | 9月下旬 | 7月下旬～9月下旬 | 10月 |
| 偶数月 | C契約者 | 8月上旬 | 6月上旬～8月上旬 | 8月 |
| | | 10月上旬 | 8月上旬～10月上旬 | 10月 |
| | D契約者 | 8月下旬 | 6月下旬～8月下旬 | 9月 |
| | | 10月下旬 | 8月下旬～10月下旬 | 11月 |

※検針は2カ月に1回。地域により検針時期(奇数月検針・偶数月検針)が異なるため、減免対象期間も異なります。

問い合わせ

上下水道局お客様センター ☎(740)1262

上下水道局経営企画課 ☎(740)1260

企業からの内定が取り消しになった人の緊急雇用対策

会計年度任用職員（事務員）を募集

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、企業からの内定が取り消しになった人を対象に会計年度任用職員（事務員）として5人採用します。

面接の日時は個別に連絡します

勤務時間は月～金曜日の週5日勤務です。任用期間は令和3年3月31日まで。面接の日時は個別に電話で連絡します。

申し込みは随時郵送で受け付け

申し込みは随時郵送で受け付けています。希望者は、市所定の申込書に必要事項を書き、〒666-8501・職員課へ簡易書留郵便で郵送してください。

問い合わせ

職員課 ☎(740)1142

市ホームページ
はこちら



4月7日に宣言された緊急事態宣言ですが、県は5月21日に対象区域から除外されました。緊急事態宣言下においても、社会機能を維持するために職務に従事された人たちに心から感謝申し上げますとともに、「自粛」にご協力いただいた市民の皆さまにお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、市民生活のあらゆる面に影響を与えています。市としては、感染予防対策に継続的に取り組む一方で、休校の長期化により影響を受けた子どもたちや子育て世代への支援、国・県の支援制度の対象外となった中小事業者、福祉事業者への支援などを含む「新型コロナウイルスへの対応策」が動き出しています。

これらの事業を実施する予算として、すでに4月と5月の2度にわたり補正予算を編成。スピード感をもって事業



市長
越田 謙治郎

化を進めるとともに、国の交付金の活用や既存事業の見直しで財源を確保し、6月以降も必要に応じて事業の拡充に取り組みまいります。

また、感染症の歴史を振り返ると、対応は長期になることが予想されます。一方で危機が社会の変化につながったことも事実です。

目の前の課題である感染予防対策や緊急経済対策を実施すると同時に、それらの取り組みを一過性の事業として終わらせるのではなく、「ポストコロナ」を見据え、新しい価値を生み出す取り組みを進めます。

「ポストコロナ」を見据え
新しい価値を生み出す

市税、国民健康保険税の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った人は、1年間徴収猶予の特例を受けることができます。

【対象となる人】

- ①②を両方満たす個人や法人の納税者・特別徴収義務者。
- ①令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少している
- ②一時に納付し、または納入を行うことが困難である

【対象となる地方税】

令和2年2月1日～3年1月31日(日)に納期限が到来する市税（市・県民税、軽自動車税、固定資産・都市計画税、法人市民税）と国民健康保険税。

【申請手続など】

申請書に、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していることが分かる資料を添えて、申請してください。

申請期限は、6月30日(日)または納期限のいずれか遅い日までです。申請書は市ホームページからダウンロードで

きます。

徴収猶予について、詳しくは市税は市税収納課へ、国民健康保険税は保険収納課へ。

※国税の徴収猶予の問い合わせは国税局猶予相談センター ☎06(6630)3680 へ

問い合わせ

市税：市税収納課 ☎(740)1135

国民健康保険税：保険収納課 ☎(740)1177

後期高齢者医療保険料が納付困難な場合

事業における著しい損失などで世帯収入が著しく減少し、後期高齢者医療保険料の納付が一時的に困難な人には、申請により一定期間納付を猶予できる場合があります。詳しくは保険収納課へ

問い合わせ 保険収納課 ☎(740)1177

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれ、それぞれの基準に該当する場合は、申請により保険税（料）の全部または一部を減免します。

申請方法などは現在調整中ですので、決まり次第市ホームページなどでお知らせします。

対象世帯と減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

➡保険税（料）を全額免除

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入、事業収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少見込みである世帯（その他要件あり）

➡保険税（料）を一部減額

問い合わせ

国民健康保険税：国民健康保険課 ☎(740)1170

介護保険料：介護保険課 ☎(740)1148

後期高齢者医療保険料：医療助成・年金課 ☎(740)1108

最前線で働く医療従事者の労働環境改善のため寄付を募集

県内の新型コロナウイルス感染者を受け入れている医療機関などで働く医療従事者などの労働環境改善のため「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」を設立。基金の寄付を下記の口座で受け付けています。※寄付金は税控除の対象となります。

【振り込み口座】

名義「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」

三井住友銀行 兵庫県庁出張所 普通 3292123

みなと銀行 本店営業部 普通 1979831

但馬銀行 神戸本店 普通 9861288

兵庫県信用農業協同組合 本店 普通 0017207

ゆうちょ銀行

(ゆうちょからの振り込み) 00940-8-197420

(他行から振り込む場合) 店番 099 当座 0197420

問い合わせ

県新型コロナウイルス感染症対策本部総務班

☎078(362)9870

新型コロナウイルス感染症対応の電話相談を実施

新型コロナウイルス感染症に関する相談

- 司法書士電話相談（県青年司法書士会）
☎078(341)9051（土・日曜日の午前10時～午後4時。6月14日(日)まで）

その他、一般的な法律相談

- 弁護士電話相談（県弁護士会）
☎078(341)1717（平日の午前10時～正午と午後1時～4時）

公民館講座を中止します

新型コロナウイルス感染防止のため、8月までに予定していた全ての公民館講座を中止します。詳しくは各公民館へ。